



平成25年11月25日

NIIKOKU

PRESS RELEASE

平成25年11月26日
16時解禁

記者発表資料
新潟県政記者クラブ
新潟日报社(津川支局)

『違法トラックの合同取締り』及び 『冬タイヤ早期装着の啓発活動』を実施します

道路はみんなの財産です！！

規定を超える重量で道路を走行する過積載は、ボディーブローのように徐々に舗装や橋梁の損傷を進めるなど、道路の寿命を縮める大きな原因の一つです。さらには車両の横転等により重大な事故につながる可能性もあります。

また、規定を超える重さや寸法で道路を走行する場合は特殊車両として通行許可が必要であり、許可を受けた車両は通行経路や走行時間等の許可条件に適合した走行をする必要があります。

これを受け、新潟国道事務所では津川警察署とともに、過積載や特殊車両のルール違反がないかどうかの現地取締りを下記のとおり実施します。

併せて、本格的な降雪期を前に、引き込み車両に対して冬タイヤ早期装着及び登坂不能防止啓発チラシの配布も実施します。

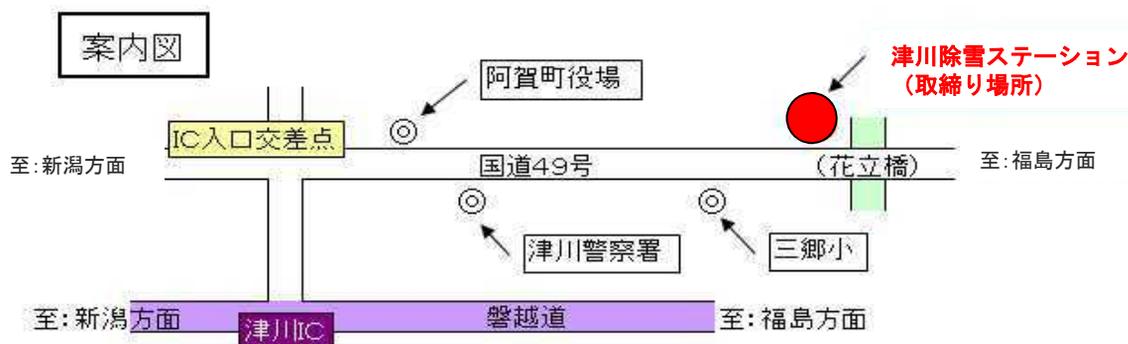
□取締日時：平成25年11月26日(火) 14時～16時 (小雨決行)

□取締場所：国道49号 津川除雪ステーション(東蒲原郡阿賀町野村地先)

実施内容：■道路管理者による特殊車両を対象とした道路法による取締り

■新潟県警による過積載を対象とした道路交通法による取締り

※現地取材は津川除雪ステーション内の指導室へ、取締り時間中(14時～16時)にお越し下さい。



お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所 管理第一課長 土田 利明
電話 025-244-2159(内線431) FAX 025-246-7767

新潟県警察 津川警察署 交通課長 佐藤 信夫
電話 0254-92-0110 FAX 0254-92-5910

新潟国道事務所

〒950-0912 新潟市中央区南笹口2-1-65
<http://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>

かわら版「にいくひろば」ははじめました！
ホームページトップのバナーから

来て！見て！
にいくひろば



国土交通省北陸地方整備局

国土交通省では、* 本年3月1日より特殊車両に対する指導取締要領を改正し、特殊車両の通行に対する指導、取締の徹底を図っています。

* 【改正内容】

- ・特殊車両を繰り返し違法に通行させた者等を国道事務所等に呼び出して対面で是正指導書を手交し、是正措置を講じることを指導。
- ・是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、弁明の機会を付与した上、再び是正指導を実施し、その会社名及び是正指導内容等を公表。
- ・重大な交通事故や常習的に違反をした場合等は、聴聞を行った上で、許可を取消し、会社名や取消し内容等を公表。



【H25. 8. 28実施取締りの様子】

「特殊車両」は通行許可が必要です

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けるために必要なことで、私たちの暮らしに大変役立っています。この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2.5メートル	
長さ		12.0メートル	
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)	
重さ	総重量	20.0トン (重さ指定道路は25.0トン)	
	軸重	10.0トン	
	隣接軸重	隣り合う車両の輪距が1.8メートル未満	18.0トン※
		隣り合う車両の輪距が1.8メートル以上	20.0トン
輪荷重		5.0トン	
最小回転半径		12.0メートル	

※但し、隣り合う車軸の輪距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です！

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられ、このルール違反の車両が非常に大きな比率を占めている状況にあります。また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっています。特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

橋梁床版に与える影響は、トレーラー(5軸)の重量が2倍になると、20tのトラック(3軸)の交通量が約4,000倍になった場合と同程度です。



舗装のひび割れ

舗装のわだち掘れ

橋の裏面の様子

